



鶴見区自治連合会 5 月定例会 次第

日 時 令和 4 年 5 月 19 日（木）

午後 1 時 30 分

会 場 鶴見区役所 8 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会長

石川 建治

鶴見区長

渋谷 治雄

3 横浜市町内会連合会 5 月定例会結果報告

4 鶴見区自治連合会関係議題

5 鶴見区自治連合会定例会の日程について

（1）日 程

6 月定例会 令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 1 時 30 分から

7 月定例会 令和 4 年 7 月 19 日（火）午後 1 時 30 分から

（2）場 所

鶴見区役所 6 階 8 号会議室

6 閉 会

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、今後の日程等も変更になる場合がありますが、御了承ください。

・ ・ ・ 横浜市町内会連合会 5 月定例会結果報告 ・ ・ ・

1. 新型コロナワクチンの 4 回目接種について

◎説明者 健康福祉局 曾我 ワクチン接種調整等担当課長

資料No. 1

2. 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

◎説明者 鶴見区役所 金子 福祉保健課長

資料No. 2

3. 浸水ハザードマップ発行について

◎説明者 総務局地域防災課 水谷担当係長

資料No. 3

4. 地域防災活動支援に向けた研修等のご案内について

◎説明者 総務局地域防災課 水谷担当係長

資料No. 4

・ ・ ・ 鶴見区自治連合会関係議題 ・ ・ ・

1. 令和 4 年度 鶴見区運営方針の策定について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No. 5

2. 鶴見区民文化センター（サルビアホール）におけるホールの利用休止について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No. 6

3. 令和 4 年度「二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間」について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No. 7

4. 横浜国際消防・防災展の周知について

◎説明者 鶴見消防署 向井 予防係長

資料No. 8

5. 資料提供

鶴見区内災害救急発生状況他		鶴見消防署
鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況		鶴見警察署

鶴見区自治連合会として参加した主な行事

4月1日～4月30日

4月12日 市連会

新型コロナウイルス 4 回目接種について

横浜市では、国の通知に基づき（令和 4 年 4 月 28 日付及び 5 月 10 日付厚生労働省事務連絡）、新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種を実施します。

※本件は、国において関係政省令改正が行われることを前提としています。

< 4 回目接種の概要 >

1 接種対象者

3 回目接種後、5 か月を経過した次の方

（1）60 歳以上の方

（2）18 歳以上 59 歳以下で

基礎疾患（※）を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※該当となる基礎疾患は、別添「令和 4 年 5 月 11 日記者発表資料」を参照

なお、「基礎疾患を有する方等（18～59 歳）」は予防接種法の努力義務の適用外です。

2 使用ワクチン

武田/モデルナ社ワクチン 及び ファイザー社ワクチン

3 個別通知（4 回目接種券）の発送

（1）発送方法

3 回目を接種した 18 歳以上の方へ発送します。

ただし、「60 歳以上の方」及び「基礎疾患を有する方等（18～59 歳）」のみが接種対象です。

（2）発送時期 （詳細は別添「令和 4 年 5 月 11 日記者発表資料」参照）

令和 4 年 5 月 20 日（金）から

原則、接種可能日の約 3 週間前を目安に発送します。

4 接種体制（接種会場）

3 回目接種に引き続き、個別接種を中心としながら、集団接種会場及び大規模接種会場を設置します。

（1）個別接種（市内医療機関）

ファイザー社ワクチン使用 : 約 2,000 か所（3 回目接種時）

うち武田/モデルナ社ワクチン併用 : 約 600 か所（3 回目接種時）

（2）集団接種（武田/モデルナ社ワクチン使用）

・ 集団接種会場 9 か所程度（原則、3 回目接種と同一の方面別会場を実施できるよう調整中）

・ 大規模接種会場 2 か所

①横浜ハンマーヘッド 1 階 CIQ ホール

②横浜ビジネスパーク横浜ラーニングセンター

5 予約方法

3回目接種と同様に、事前予約制です。個別通知（接種券）が届いた方から、接種の予約ができます。

（1）市が予約を受け付ける接種場所

5月26日（木）から予約を開始します。

ア 市の予約専用サイト（Web）

URL：https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama （24時間受付）

イ 市LINE公式アカウント

「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録

ウ 予約センター（電話）

0120-045-112 （9時～19時まで 土・日曜、祝・休日も実施）

エ FAX 予約（耳の不自由な方でインターネット予約ができない方専用）

045-550-4226 （9時～19時まで 月～金曜（祝・休日を除く））

オ 予約代行 （詳細は別添「令和4年5月11日記者発表資料」を参照）

・市内郵便局 302 か所（9時～17時まで 月～金曜（祝・休日を除く））

・区役所ワクチン相談員（9時～17時まで 月～金曜（祝・休日を除く））

（2）直接、予約を受け付ける医療機関

個別通知（接種券）に同封の医療機関一覧で予約方法をご確認ください。

<添付資料>

令和4年5月11日記者発表資料

「新型コロナワクチン4回目接種の実施等について」

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】	
横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	Tel：0120-045-070
【本資料について】	
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当	Tel：045-671-4841

令和4年5月12日時点の情報をもとに作成しています。

新型コロナワクチン 4 回目接種の実施等について

国の通知に基づき(令和 4 年 4 月 28 日付及び 5 月 10 日付厚生労働省事務連絡)、新型コロナワクチンの 4 回目接種を実施します。

- ※ 本件は、国において関係政省令改正が行われることを前提としています。
- ※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。
- ※ 関連する予算の成立を前提としています。

1 4 回目接種対象等

(1) 4 回目接種対象者

3 回目接種後 5 か月を経過した、次のアまたはイに該当する方

ア 60 歳以上の方

イ 18 歳以上 59 歳以下で

① 基礎疾患を有する方

② その他重症化リスクが高いと医師が認める方

(以下、「基礎疾患を有する方等(18～59 歳)」という)

※「基礎疾患を有する方等(18～59 歳)」は予防接種法の努力義務の適用外です。

※ 該当する基礎疾患は、別紙「1. 基礎疾患の対象」を参照ください。

4 回目接種対象者数(目安)

約 125 万人

ア 60 歳以上の方：約 108 万人(60 歳以上の 2 回目接種者数(令和 4 年 4 月 19 日時点))

イ 基礎疾患を有する方等(18～59 歳)：約 17 万人※

※ 基礎疾患を有する方の考え方：18～59 歳人口 約 201 万人×8.2% =17 万(16.4 万)人
(8.2%は厚生労働省の手引きより(20～64 歳の基礎疾患を有する方の比率))

(2) 使用ワクチン

①武田/モデルナ社ワクチン および ②ファイザー社ワクチン

※ 1、2 回目、または 3 回目にファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチン、武田社(ノババックス)ワクチンを接種された方は、4 回目接種において 上記

①または②のどちらも接種可能です。

2 個別通知(4 回目の接種券)の発送・時期(目安)

(1) 発送方法

ア 60 歳以上の方

3 回目を接種した方へ個別通知を発送します。

イ 基礎疾患を有する方等(18 歳～59 歳)

基礎疾患の有無に関わらず、3 回目を接種した 18～59 歳の方へ個別通知を発送します。

ただし、基礎疾患を有する方等のみが接種対象です。基礎疾患等の無い方は接種できません。基礎疾患を有する方等は、接種についてかかりつけ医にご相談ください。

※間違い防止のため、個別通知の同封物等で対象者についてご案内します。

(2) 発送スケジュール目安

令和4年5月20日(金)から個別通知の発送を開始します。
個別通知は接種可能日の約3週間前を目安に発送します。

※詳細な発送スケジュールは、別紙「2. 個別通知(4回目)発送スケジュール目安」を参照ください。

3 接種体制(接種会場)

3回目接種に引き続き、個別接種を中心としながら、集団接種会場及び大規模接種会場を設置し、円滑な接種体制を整備します。

(1) 個別接種(市内医療機関) ※以下の医療機関数は3回目接種時(変更可能性あり)

接種実施医療機関数 約2,000か所(ファイザー社ワクチン)

このうち、武田/モデルナ社ワクチンを併用して接種する医療機関 約600か所

《予約体制(上記約2,000か所の内数)》

① かかりつけ患者以外にも広く接種を行う医療機関数 約1,200か所

※約1,200の医療機関は市のウェブサイトですべての予約の空き状況を確認できます。

② ①の約1,200か所のうち、市予約システムで予約可能な医療機関数 約880か所

※区ごとの接種実施医療機関一覧を個別通知に同封しています。

それぞれの医療機関の予約方法は、医療機関一覧をご確認ください。

(2) 集団接種

・集団接種会場 9か所程度(原則として、3回目接種と同一の方面別会場で4回目接種を実施できるよう調整中)

・大規模接種会場 2か所

(横浜ハンマーヘッド1階CIQホール、横浜ビジネスパーク横浜ラーニングセンター)

※全ての会場で武田/モデルナ社ワクチンを使用します。

※詳細は後日発表予定です。

4 予約方法等

- ・接種は事前予約制です。対象の方は、接種券が届いた方からご予約下さい。
- ・直接、予約を受け付ける医療機関については個別通知に同封の医療機関一覧(区ごと)を参照ください。

※横浜市での予約受付(以下(1)(2))については、5月26日(木)から受付を開始します。

(1) 予約専用サイト・LINE など

ア 予約専用サイト(Web)からの予約【推奨】

URL: <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> (24時間受付可)

イ LINE: 市公式LINE「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録

※LINEから予約アカウント情報の登録をすると、予約専用サイト(Web)での予約はできなくなります。

ウ FAX(耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用)

FAX 番号: 045-550-4226 (受付時間: 平日午前9時~午後7時)

(2) 予約代行(郵便局・区役所ワクチン相談員)・コールセンター(予約センター)

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット(Web)での予約が困難な方を対象に、**市内郵便局**(一部を除く)や、**区役所ワクチン相談員**による予約代行※、**コールセンター**での電話予約を実施します。予約の際は、個別通知をご用意ください。

※予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関と集団接種会場のみに対応となります。

※詳細は、別紙「3. 予約代行・電話予約」を参照ください。

5 接種間隔の変更に伴う3回目接種の前倒し

現在実施中の3回目接種についても、**2回目接種からの接種間隔が6か月から5か月**へと変更されます(ファイザー社ワクチンおよび武田/モデルナ社ワクチンに限る)。

既に3回目接種券をお持ちの方もあわせて、国の政省令改正の施行日以降は、5か月経過日からの接種が可能となります。

これに伴い、3回目接種の個別通知(接種券)発送の前倒しを行います。

※別紙「4. 個別通知(3回目)発送スケジュール(変更後)目安」を参照ください。

お問合せ先			
1	4回目接種対象等		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	鳥丸 雅司	Tel 045-671-4841
2	個別通知(4回目の接種券)の発送・時期(目安)		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	鈴木 真実	Tel 045-671-4841
3	接種体制(接種会場)		
(1)	個別接種(市内医療機関)		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	曾我 直樹	Tel 045-671-4841
(2)	集団接種		
	集団接種会場:		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	中村 昭夫	Tel 045-671-4841
	大規模接種会場:		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	三室 直樹	Tel 045-671-4841
4	予約方法等		
(1)	予約専用サイト・LINE など		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	奥津 直臣	Tel 045-671-4841
(2)	予約代行(郵便局・区役所ワクチン相談員)・コールセンター(予約センター)		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	丸山 真隆	Tel 045-671-4841
5	接種間隔の変更に伴う3回目接種の前倒し		
	健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	鈴木 真実	Tel 045-671-4841

1 基礎疾患の対象

別紙

※厚生労働省手引き（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第7.1版））より

1 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

*BMI30 の目安：身長 170cm で体重約 87kg、身長 160cm で体重約 77kg。

2 個別通知（4 回目）発送スケジュール目安

発送時期(目安)	対象	3回目の接種日(令和4年)
5/20(金)	60 歳以上の方	～ 1/16
5/30(月)	60 歳以上の方	1/17 ～ 1/23
	18 歳以上 59 歳以下の方	～ 1/23
6/6(月)	3回目を接種した 18 歳以上の方	1/24 ～ 1/30
6/13(月)		1/31 ～ 2/7
6/20(月)		2/8 ～ 2/14
6/27(月)		2/15 ～ 2/21
7/4(月)		2/22 ～ 2/28
7/11(月)		3/1 ～ 3/5
7/19(火)		3/6 ～ 3/12
7/25(月)		3/13 ～ 3/18
以降順次		3/19 ～

※変更の可能性があります。

※国の政省令が改正後（5月下旬予定）に、4回目の接種が可能となります。

3 予約代行・電話予約

①郵便局(予約代行)

受付日	令和4年5月26日(木)～8月31日(水)(土日祝日休み)
受付時間	午前9時から午後5時まで(※1)
受付場所	市内郵便局(一部を除く)302か所(※2)
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。

※1 商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※2 次の4か所では予約の代行は行いません。

- ・神奈川郵便局(神奈川区)・椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)
- ・横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)・横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

②区役所ワクチン相談員(予約代行)

受付開始日	令和4年5月26日(木) (土日祝日休み、1・2回目、3回目接種の予約代行等は現在も対応しています)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	18区全ての区役所
備考	予約代行のほか、1・2回目、3回目の接種のご相談や直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 窓口の事前予約は不要ですが、混み合う場合があります。

③コールセンター(予約センター)での電話予約

電話番号：0120-045-112 (午前9時から午後7時まで土・日・祝祭日も受付)

4 個別通知(3回目)発送スケジュール(変更後)目安 ※過去発送分省略

発送時期(目安)	2回目の接種日		
5/16(月)	令和3年 12/16	～	令和4年 1/5
5/23(月)	1/6	～	1/16
5/30(月)	1/17	～	1/23
6/6(月)	1/24	～	1/30
6/13(月)	1/31	～	2/7
6/20(月)	2/8	～	2/14
以降(順次)	2/15以降		

令和4年 防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。コロナ対策を実施したうえで開催します。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から**2名**まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。
※推薦は任意です。

【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



2 研修内容（集合）

（1）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」 「『横浜市避難ナビ』の使い方を知ろう」	○発災後、経過時間ごとに、地域で何をすべきか等、議論します。 ○お手持ちのスマートフォンやタブレットで「横浜市避難ナビ」の活用方法を学びます。 可能な限りご自宅などで事前にインストールをお願いいたします。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（2）開催日時

【時間】13:00～17:00

日程	場所	定員
6月27日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
6月28日（火）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
6月29日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
6月30日（木）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
7月2日（土）	栄区役所（本郷台駅）	40名
7月9日（土）	旭区役所（鶴ヶ峰駅）	40名
7月23日（土）	金沢区役所（金沢文庫駅）	40名
7月30日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	40名
8月4日（木）	中区役所（関内駅）	50名

3 申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月10日（金）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、株式会社ミントスに委託しています。

●「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙1）

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510

○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

4 受講者の決定

6月下旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

5 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

6 自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したものとします。

修了証発行を希望される場合には「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和4年6月10日（金）から令和5年3月20日（月）まで

7 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当 株式会社ミントス

電話：045-228-8080

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当 横浜市総務局地域防災課（長谷川、橋本）

電話：045-671-3456

8 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。

パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

研修に関するホームページはこちら

横浜市 防災・減災推進研修

検索

＜横浜市コールセンター＞ 045-664-2525（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

年 月 日

株式会社ミントス 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書

令和4年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月10日（金）まで（必着）**にご送付ください。
- ・研修時間はいずれも13：00～17：00です。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 6月27日（月）	【第2回】 6月28日（火）	【第3回】 6月29日（水）	【第4回】 6月30日（木）
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月2日（土）	【第6回】 7月9日（土）	【第7回】 7月23日（土）	【第8回】 7月30日（土）
場所	栄区役所	旭区役所	金沢区役所	青葉区役所
受講可能日				
実施日	【第9回】 8月4日（木）	—	—	—
場所	中区役所	—	—	—
受講可能日		—	—	—

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市民個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510 ○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名 ^{しめい}	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおり」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック（✓）

【動画の案内】防災学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL <https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai>

横浜市 防災学習コンテンツ

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・橋本）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

取りまとめ用紙

[illegible]

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

1 基本的な感染対策の実施

- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・会場には手指消毒液を用意します。
- ・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

2 受講される方へのお願い

- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

3 その他

感染拡大の状況によって、開催方法の変更または中止の可能性があります。
その場合には研修受講者宛にご連絡いたします。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：長谷川、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

令和4年 防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～3時間程度
- (3) 日時・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

以下の②～⑥の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ 市民防災センター体験ツアー	60分
⑥ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる ※⑤を希望する場合、実施場所は横浜市民防災センターとなります。

4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて6月10日（金）まで（必着）に以下の宛先へお申し込みください。

【宛先】総務局地域防災課 担当 長谷川・橋本
郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階
FAX：045-641-1677 TEL：045-671-3456
メール：so-gensai@city.yokohama.jp

5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに7月中旬頃お伝えします。また、研修内容については申請者宛に調整させていただくことがありますのでご了承ください。

また、希望する地域が多数の場合、来年度以降に派遣をお願いすることがありますのでご了承ください。

※気象警報の発令や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、研修日を再調整することがあります。

6 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔の確保をお願いします。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 < 支 援 編 > 申 請 書

令和4年の防災・減災推進研修<支援編>について申請します。

地域の状況

【住居形態】 ☐戸建て ☐共同住宅 ☐混在【防災活動状況】 ☐防災活動を実施している ☐実施していない

実施している場合の活動例 (_____)

【防災組織体制】 ☐構築されている ☐構築されていない

研修プログラム ②～⑥で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。

プログラム	所要時間	☒
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	☒
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	☐
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	☐
④ マンション防災	60分	☐
⑤ 市民防災センター体験ツアー	60分	☐
⑥ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	☐

希望日

第1希望 (_____) 第2希望 (_____) 第3希望 (_____)

派遣期間は、令和4年7月中旬頃～令和5年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣日を調整させていただきます。

希望時間 ☐1時間～1時間半 ☐2時間～2時間半 ☐3時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所 (_____) ※実施場所の確保をお願いします。

参加者数 (_____) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

同意事項 (チェックしてください。)

申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。



研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施をお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

1 申請者（受講者）へのお願い

- ・会場には手指消毒液と体温計の用意をお願いします。
※研修者が用意することもできます。
- ・研修開始前に会場の机、ドアノブ等の消毒をお願いします。
- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保してください。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

2 その他

- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・感染拡大の状況によって開催方法の変更または中止の可能性があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：長谷川、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

産・学・官の連携による「横浜市避難ナビ」を制作、公開しました！

横浜市
避難ナビ

いまから
いざに
備えましょう！



横浜市では、災害時の避難行動を平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的に支援するため、産・学・官の連携により「横浜市避難ナビ」を制作、公開しました。

災害への備えを進めるために、ぜひご活用いただくとともにご家族やご親戚、自治会町内会などの地域の方々へご案内いただきますようお願いいたします。

1 横浜市避難ナビの特徴

「横浜市避難ナビ」では浸水疑似体験（AR）によって「意識を醸成」し、マイ・タイムラインの作成など「事前の備え」を手軽に行えます。災害時には、マイ・タイムラインと連動した避難情報の通知により、適切な「避難行動」が取れるように支援します。

2 ダウンロード方法

アプリストア、または横浜市 HP からダウンロードできます。 二次元コード
ダウンロードは無料です。（※通信料等は利用者負担）



iOS 版



Android 版

3 チラシ・動画のご案内

横浜市避難ナビの啓発チラシや動画も作成しています。
自治会・町内会等でチラシを配布頂ける場合には、下記担当または最寄りの区役所総務課までご連絡いただくか、横浜市ホームページよりダウンロードしご活用ください。

横浜市避難ナビ

検索



【お問合せ先】

横浜市総務局地域防災課 担当：水谷、橋本
TEL: 045-671-3456 FAX: 045-641-1677
Email: so-chiikibousai@city.yokohama.jp

横浜市避難ナビ

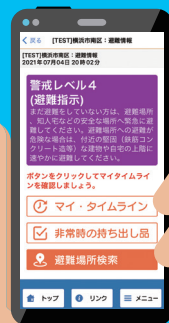
「いま」から「いざ」に備えましょう！

いざ災害が起きた場合、適切な行動をとれるように
平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的にサポートするアプリです。



ワンタッチで 操作は簡単！

プッシュ
通知



目で見て体験！
実際の災害に備えて

浸水状況を疑似体験



ハザードマップが
一目で分かる！

マップの種類を
簡単に切り替え



マイ・タイムラインを
作成して備えよう！

「災害時には避難情報を
マイ・タイムラインと連動して
プッシュ通知」



避難所を検索

避難所へのルート案内
災害時には
避難場所の開設状況を
リアルタイムで確認



ダウンロード無料

横浜市危機管理室 地域防災課

TEL : 045-671-3456

Email : so-chiikibousai@city.yokohama.jp

🔍 横浜市避難ナビ 検索



((横浜市避難ナビ))

平時モード

- ARにより浸水状況を疑似体験
- ハザードマップや避難場所等を確認
- 一人ひとりの行動計画であるマイ・タイムラインを作成

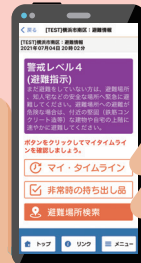
災害への備えを
進めましょう



災害時モード

- マイ・タイムラインと連動した避難情報のプッシュ通知
- 開設している避難場所を確認
- 避難場所等までのルート案内

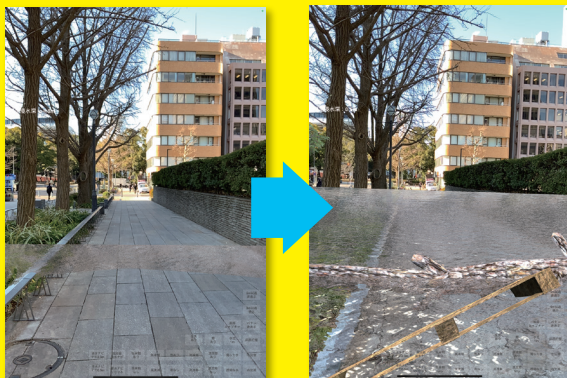
状況に応じて
適切な行動を
取りましょう



アプリ機能紹介

RR 防災AR

- 今いる場所で浸水状況を疑似体験



今いる場所で災害が起きたら・・・
シミュレーション

アンドロイド版は今後実装予定

マイ・タイムライン

- 危険性の判定
現在地や任意の場所を選択して、風水害の危険性を判定
- マイ・タイムラインの作成
風水害の危険性や家族の状況に応じた避難行動・非常時の持ち出し品を検討し、簡単に登録
- 避難情報との連動
災害時には避難情報がマイ・タイムラインと連動してプッシュ通知



プッシュ
通知

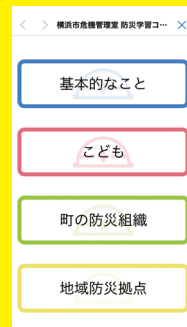
避難所検索

- ハザードマップ表示・危険性判定
選択したハザードマップにより、住まいや職場の危険性を表示・確認
- 避難所検索・ルート案内
現在地周辺の避難場所等を検索
開設されている避難場所等の混雑状況を確認
避難場所等までのルートを確認



防災学習コンテンツ

防災に関わる様々な
情報を掲載
クイズ・動画・教材で
楽しく学習



防災情報

最新の避難情報と
防災情報をリアル
タイムで配信



安否登録

Google パーソナ
インダーで簡単
に安否登録・安否確認



写真はイメージです。



横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例が一部改正されました。

市民・事業者の自発的な防災活動の促進を図り、減災社会の実現に寄与することを目的に、平成25年に「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」が制定されました。

近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化し、各地で被害が多発しています。東日本大震災の教訓を風化させることなく、また時代の変化に即した条例とし、自助・共助の取組をより一層推進するため、このたび条例が改正されました。

条例の主な改正点



「町の防災組織」の定義

マンションによる防災活動が進んでいるため、マンション管理組合を明記。



「風水害」も想定した対策の充実

「地震への備え」だけでなく、「風水害への備え」として、「マイ・タイムライン」の作成など、安全を確保するために必要な事項を行うことを明記。



自主避難の強化

避難指示等が出される前であっても、自身で避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難することを明確化。



事業者による対策の充実

事業活動を継続するための計画を作成することを例示等。



地域防災拠点における配慮事項等

避難者の人権の尊重及び感染症等の対策を行うことを明記。

条例の全文や自助・共助に
役立つコンテンツがまとまっています。
ぜひ参考としてください。



詳しくはこちら

横浜市 防災トピックス



で検索

☑ 災害対策度チェック

わが家は対策できている？

災害に備えて、次の項目をひとつずつ点検してみましょう。
近所で情報交換をしながら、定期的にチェックするようにしましょう。

● 印のつけ方

対策ができている項目のチェックボックスに、印をつけましょう。

チェックボックスの左の **地** は地震対策、**風** は風水害等対策、**地** **風** は地震と風水害等の共通事項となります。

見出しごとに印をつけた数をかぞえて、分界別にどのくらい対策ができているか確認してみましょう。目指せ全項目チェック！

記入例



未対策



対策済み

① 家の安全性

- 地** ☐ **風** ☐ 防災について家族で話し合いをしている
- 地** ☐ **風** ☐ 家族の中で災害時の連絡方法をイメージし、決めている
- 地** ☐ 自宅の耐震性には問題ない

- 地** ☐ 家具の転倒防止対策をしている
- 地** ☐ **風** ☐ ガラスの飛散防止対策をしている
- 風** ☐ 側溝や雨水ますは掃除している
- 風** ☐ 飛ばされそうな物の固定や撤去をした

チェックできた数

地 コ

風 コ

② 備蓄

- 地** ☐ **風** ☐ 備蓄について、家族で話し合いをしている
- 地** ☐ **風** ☐ 3日分以上の水や食料を備蓄している

- 地** ☐ **風** ☐ トイレパックを備蓄している
- 地** ☐ **風** ☐ 非常持出品を用意している
- 地** ☐ **風** ☐ 備蓄してある場所を家族みんなが知っている

チェックできた数

地 コ

風 コ

③ 地域の取組

- 地** ☐ **風** ☐ 隣近所とコミュニケーションをとっている
- 地** ☐ **風** ☐ 自治会・町内会の活動に参加している

- 地** ☐ **風** ☐ 自治会・町内会のリーダーを知っている
- 地** ☐ **風** ☐ 防災訓練に参加している
- 地** ☐ **風** ☐ まち歩きを行った

チェックできた数

地 コ

風 コ

④ 火災・風水害の対策

- 地** ☐ 消火器を備え、訓練で消火器を使用したことがある
- 地** ☐ 暖房器具は倒れると自動的に消えるものを使っている
- 地** ☐ カーテンなどは、防災処理したものを使っている
- 地** ☐ 自宅に火災警報器を設置している
- 地** ☐ 感震ブレーカーを設置している

- 風** ☐ 風水害時の避難の考え方を確認した
- 風** ☐ 気象情報と避難情報を確認した
- 風** ☐ 風水害時の避難行動を確認した
- 風** ☐ 崖崩れの前兆現象を確認した
- 風** ☐ 浸水時の地下施設等の危険性を理解した

チェックできた数

地 コ

風 コ

⑤ いざというときに備えた様々な取組

- 地** ☐ **風** ☐ 災害時の情報のとり方を確認した
- 地** ☐ 帰宅困難時の対応を確認した
- 地** ☐ 津波からの避難のポイントを確認した
- 地** ☐ **風** ☐ 自分が避難する避難所や避難場所を確認した

- 地** ☐ **風** ☐ 応急手当を確認した
- 風** ☐ ハザードマップ等で自宅周辺や避難経路の危険性を確認した
- 風** ☐ マイ・タイムラインを作成した

チェックできた数

地 コ

風 コ

令和4年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

目 的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期 間

令和4年6月1日（水）～6月30日（木）の1か月間

ス ロ ー ガ ン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり
暴走は しない させない ゆるさない！

運動の重点

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放



◆◆◆令和3年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数（件）		死 者 （人）	負傷者 （人）		件数（件）		死 者 （人）	負傷者 （人）
		構成率					構成率		
鶴見区	177	30.8%	1	156	金沢区	208	36.9%	0	190
神奈川区	161	33.8%	2	141	港北区	160	30.9%	0	141
西区	68	28.7%	0	61	緑区	99	25.3%	0	87
中区	120	27.2%	0	113	青葉区	159	25.9%	3	141
南区	120	33.2%	0	104	都筑区	122	26.9%	1	115
港南区	129	29.8%	0	106	戸塚区	238	37.2%	1	208
保土ヶ谷区	158	34.8%	0	138	栄区	83	41.1%	0	79
旭区	192	37.0%	0	175	泉区	90	34.0%	1	87
磯子区	143	39.0%	2	127	瀬谷区	111	29.6%	0	104

横浜市内全体

件 数	死 者	負傷者
全事故に 占める割合	全事故に 占める割合	全事故に 占める割合
2,538件 32.2%	11人 30.6%	2,273人 25.3%

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共 通 事 項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- ・関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本指針及びこの運動について周知を図ります。

横 浜 市 ・ 区

- ・幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事防止気運を盛り上げます。
- ・地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

警 察

- ・重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- ・二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
- ・二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
- ・二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
- ・暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
- ・交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交 通 安 全 協 会

- ・暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- ・地域における暴走族への加入防止や追放の取組みを推進します。
- ・家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
- ・二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

教 育 関 係

- ・神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- ・暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

道 路 管 理 者 ・ 鉄 道 事 業 者

- ・二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- ・道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地 域

- ・二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
- ・通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- ・暴走族は、なぜいけないのか、迷惑で危険なのかなどを地域で話し合いましょう。
- ・地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話 045 (671) 2323

横浜国際 消防・防災展



YOKOHAMA International Fire and Safety Exhibition

「次世代へ～アフターコロナの消防・防災」

The future of fire and disaster prevention post-COVID-19



令和4年

6月8日(水) 10:00 ~ 18:00
(開会式 10:00 ~ 10:30)

6月9日(木) 10:00 ~ 17:00

入場無料

来場者には**豪華商品**を
プレゼント予定!

詳細は決まり次第、HPでお知らせします。

<https://ifcaa2022exhibition.yokohama/>



メイン会場

パシフィコ横浜展示ホールA
横浜市西区みなとみらい1-1-1

サテライト会場

沢渡中央公園 (横浜市民防災センター前)
横浜市神奈川区沢渡4-1

同時開催イベント

IFCAA 2022 YOKOHAMA開催記念 **パネル展**

横浜消防の近代史—山下町238番地のあゆみ—

会期 令和4年6月2日(木) ~ 8月21日(日)
会場 横浜都市発展記念館 1階ギャラリー (横浜市中区日本大通12)
入場料 無料
展示員 (公財) 横浜市ふるさと歴史財団

「楽しく学んで、しっかり備える」

横浜市民防災センター

会期 令和4年6月8日(水) ~ 6月9日(木)
会場 横浜市民防災センター (横浜市中区神奈川区沢渡4-7)
入場料 無料

「最先端の消防資機材展示」 横浜国際消防・防災展

会期

6月8日(水) 10:00 ~ 18:00 (開会式 10:00~10:30)

6月9日(木) 10:00 ~ 17:00

メイン会場

パシフィコ横浜展示ホールA

横浜市西区みなとみらい1-1-1

サテライト会場

沢渡中央公園 (横浜市民防災センター前)

横浜市神奈川区沢渡4-1



パシフィコ横浜アクセス

みなとみらい線 (東急東横線・副都心線直通)

「みなとみらい」駅より徒歩5分

JR京浜東北線・横浜駅地下鉄

「桜木町」駅より徒歩12分

メイン会場

最先端の消防・
防災アイテムの祭典!!

サテライト会場

大型車両や
体験型機材が集結!!

IFCAA 2022 YOKOHAMA開催記念 パネル展 横浜消防の近代史 —山下町238番地のあゆみ—

会期 令和4年6月2日(木) ~ 8月21日(日)

会場 横浜都市発展記念館1階ギャラリー (横浜市中区日本大通12)

入場料 無料 展示共催 (公財)横浜市ふるさと歴史財団

「楽しく学んで、しっかり備える」 横浜市民防災センター

会期 令和4年6月8日(水) ~ 6月9日(木)

会場 横浜市民防災センター (横浜市神奈川区沢渡4-7)

入場料 無料 ※ 感染症対策のため、入館に際し入場制限をする可能性があります。

展示概要

かつての山下町238番地、現在、横浜都市発展記念館と隣接する駐車場には、「消防救急発祥之地」や「中消防署開設の地」などのモニュメントがあります。幕末維新期、ここに居留地消防隊が設置されて以降、最新の消火技術を有する消防隊が災害から横浜の街を守っていました。その後、居留地消防隊は薩摩町消防隊となり、1919(大正8)年9月に常備消防制度が横浜に導入されると、神奈川県の第二消防署となります。本パネル展では、山下町238番地の変遷を中心に、近代の横浜消防のあゆみをたどっていきます。

横浜都市発展記念館とは

横浜都市発展記念館は都市横浜の近現代史をテーマとする博物館で、建物は1929(昭和4)年に完成した「横浜中央電話局」を利用しています。昭和期以降の歴史資料の収集、整理・保管、調査研究、教育普及事業を行っています。



山下238番地・居留地消防隊の集合写真
1881(明治14)年頃 横浜歴史資料館蔵



日本初のガソリンポンプ消防自動車
「メリーウェザー号」 大正期 横浜歴史資料館蔵



今年4月から新たに導入した「水災害体験装置」では、実際の水を使用し浸水時のドア開放体験や、冠水した道を歩行する体験ができます。



VR体験コーナーでは様々な災害のVR映像が視聴できます。実際に体験しているかのようなリアルな映像により災害の怖さや適切な行動を学ぶことができます。



その他ワークショップなどのブースも多数出展します。ぜひ、横浜市民防災センターへお越しください。



横浜市民防災センター YOKOHAMA DISASTER RISK REDUCTION LEARNING CENTER

〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-7
TEL.045-411-0119
FAX.045-312-0386



アクセス
JR横・京浜東北線・相模線・東急東横線・
みなとみらい線・横浜駅地下鉄ブルーライン
「横浜」駅西口より徒歩10分

横浜市営バス
「鶴屋町3丁目」より徒歩3分
「市民防災センター前」より徒歩1分

<https://bo-sai.city.yokohama.lg.jp/>

横浜都市発展記念館 Museum of Yokohama Urban History

〒231-0021
横浜市中区日本大通12
TEL.045-663-2424
FAX.045-663-2453



アクセス
東急東横線・みなとみらい線
「日本大通り」駅3番出口より徒歩0分
JR横濱線「関内」駅南口・
市営地下鉄「関内」駅より徒歩10分
横浜市営・神奈中バス
「日本大通り駅南口」より徒歩1分

<http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/>

住宅用火災警報器は定期的に点検し
10年経ったら、交換しましょう！



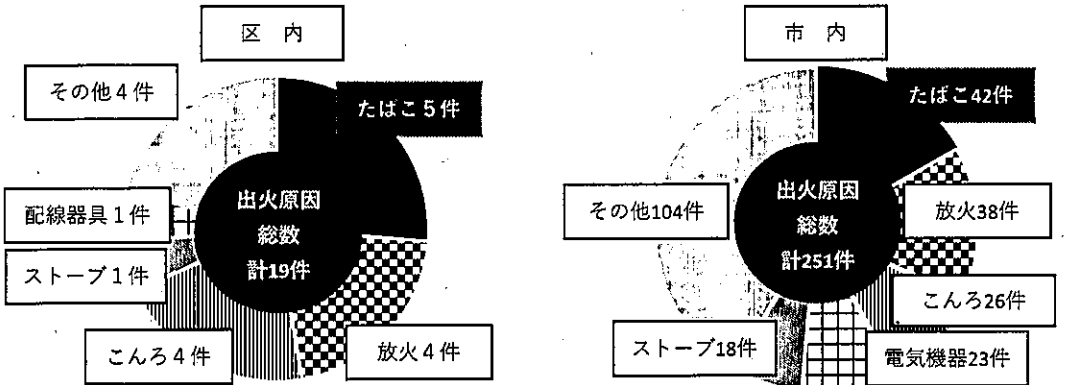
(令和4年1月1日～4月30日昨年同期比較)

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

区分	年別	R4年	R3年	増△減
火災 種類	火災件数	19	16	3
	建物	11	10	1
	林野	0	0	0
	車両	2	3	△1
	船舶	0	0	0
損害 程度	その他	6	3	3
	焼損面積(㎡)	69	1,555	△1,486
	死者	1	0	1
	負傷者	2	1	1
	たばこ	5	4	1
主な 火災 原因	放火(疑い含む)	4	5	△1
	こんろ	4	2	2
	ストーブ	1	1	0
	配線器具	1	0	1
	その他	4	4	0
救急 種類	救急件数	5,545	4,551	994
	急病	3,888	3,119	769
	交通事故	254	213	41
	一般負傷	963	798	165
	その他	440	421	19

◆ 横浜市内の災害・救急概況

区分	年別	R4年	R3年	増△減
火災 種類	火災件数	251	292	△41
	建物	170	189	△19
	林野	0	0	0
	車両	23	18	5
	船舶	0	2	△2
損害 程度	その他	58	83	△25
	焼損面積(㎡)	2,436	5,934	△3,498
	死者	8	11	△3
	負傷者	46	47	△1
	たばこ	42	49	△7
主な 火災 原因	放火(疑い含む)	38	60	△22
	こんろ	26	28	△2
	電気機器	23	17	6
	ストーブ	18	17	1
	その他	104	121	△17
救急 種類	救急件数	75,761	62,158	13,603
	急病	53,228	42,223	11,005
	交通事故	2,737	2,769	△32
	一般負傷	13,863	11,545	2,318
	その他	5,933	5,621	312



消したはず 決めつけないで たばこの火

～鶴見区の安全安心を守ります～

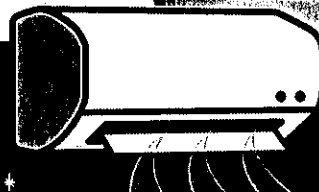
鶴見消防署・鶴見消防団・鶴見火災予防協会



引き続き、たばこによる出火防止にご協力をお願いします。

熱中症対策をしましょう！

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。

エアコンを上手に使いましょう

体に直接あたらないように風向きを調整しましょう

すだれやカーテンを
活用し直射日光を遮る

温度・暑さ指数
を確認する

換気をして屋外の
涼しい空気を入れる

扇風機や換気扇
を併用する

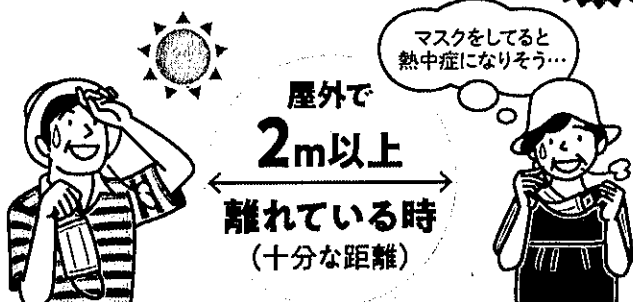
長時間、風が体に
直接あたらないように
注意しましょう

窓とドアなど
2カ所を開ける

さらに → 気をつけるべきポイント

熱中症を防ぐために
マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！

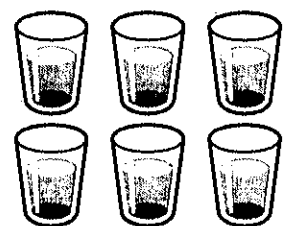


マスク着用時は

- 激しい運動は避けましょう
- のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう
- 気温・湿度が高い時は特に注意しましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう

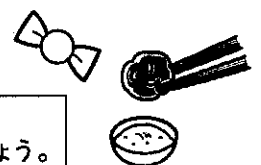
1日あたり
1.2L(1.2ℓ)を
目安に



コップ約6杯
(ペットボトル500mL×2.5本分)

- 1時間ごとに
コップ1杯
- 入浴前後や起床後もまず水分補給を
- 大量に汗をかいた時は
塩分も忘れずに

※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

1 罪種別認知状況

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				相 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和4年 4月末		1	1	0	2	11	17	1	2	6	60	115	20	1	5	0	48	290
令和3年 4月末		1	2	1	1	5	7	0	0	21	61	129	21	8	7	0	41	305
前年比		0	-1	-1	+1	+6	+10	+1	+2	-15	-1	-14	-1	-7	-2	0	+7	-15



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺

年 別	手 口 別	侵 入 盗						乗 物 盗				非 侵 入 盗						合 計
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他	
令和4年 4月末		2	0	1	0	3	6	1	8	51	60	11	0	0	40	9	55	181
令和3年 4月末		2	3	4	0	12	21	3	6	52	61	17	1	1	40	21	49	211
前年比		0	-3	-3	0	-9	-15	-2	+2	-1	-1	-6	-1	-1	0	-12	+6	-30

特
殊
詐
欺
(旧振り込め詐欺)

23

12

+11

特殊詐欺被害総額 35,215,880円

キャッシュカード詐欺盗被害…3人 5,357,200円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…13人 21,753,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…6人 5,960,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…1人 2,145,680円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…0人 0円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

*数値は暫定値です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和4年 4月末	令和3年 4月末	前年比	令和4年 4月末	令和3年 4月末	前年比	令和4年 4月末	令和3年 4月末	前年比	令和4年 4月末	令和3年 4月末	前年比
総数	181	211	-30		1	-1	2	2	0	51	52	-1
朝日町	1	1	0			0			0		1	-1
安善町			0			0			0			0
市場上町	1	1	0			0			0	1		+1
市場下町		3	-3			0			0		2	-2
市場西中町	1		+1			0			0			0
市場東中町	1	3	-2			0			0		1	-1
市場富士見町	2		+2			0			0			0
市場大和町	1	1	0	1	-1				0	1		+1
潮田町	2	2	0			0			0		2	-2
江ヶ崎町	6	2	+4			0			0	2		+2
小野町		1	-1			0			0			0
梶山	4		+4			0			0	4		+4
上末吉	8	5	+3			0			0	3	2	+1
正の宮		3	-3			0			0		1	-1
寛政町	1	1	0			0			0	1		+1
岸谷	2	4	-2			0			0	1		+1
北寺尾	5	7	-2			0			0		1	-1
駒岡	13	12	+1			0			0	3	3	0
栄町通	4		+4			0			0	2		+2
汐入町			0			0			0			0
獅子ヶ谷	7	3	+4			0			0	1		+1
下野谷町	2	5	-3			0			0	1	1	0
尻手	8	11	-3			0			0	5		+5
下末吉	9	13	-4			0			0	3	3	0
末広町			0			0			0			0
菅沢町	2	1	+1			0			0	2		+2
諏訪坂		1	-1			0			0			0
大黒町	1	2	-1			0			0			0
大黒ふ頭	3	4	-1			0			0			0
大東町	1		+1			0			0			0
佃野町	2	1	+1			0			0			0
鶴見	1		+1			0			0	1		+1
鶴見中央	32	35	-3			0			0	8	11	-3
寺谷	2		+2			0			0			0
豊岡町	9	22	-13			0			0		3	-3
仲通	2	3	-1			0			0	1	1	0
生麦	7	10	-3			0			0	3	2	+1
浜町			0			0			0			0
馬場	2	13	-11			0		1	-1		6	-6
東寺尾	6	9	-3			0	2		+2	1	3	-2
東寺尾北台	1	1	0			0			0		1	-1
東寺尾中台	1	2	-1			0			0	1	2	-1
東寺尾東谷	1	3	-2			0			0	1	2	-1
平安町	2	5	-3			0			0	1	1	0
弁天町			0			0			0			0
本町通	1	2	-1			0			0			0
三ツ池公園	1	1	0			0			0			0
向井町	3	2	+1			0			0	1		+1
元宮	12	5	+7			0		1	-1			0
矢向	11	11	0			0			0	3	3	0

数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和4年5月
鶴見警察署 交通課

4月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	211	1	7	218	225
3年	166	0	12	169	181
増減数	45	1	-5	49	44
増減率	27.1%	0.0%	-41.7%	29.0%	24.3%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
4年	4,840	28	5,483
3年	7,123	38	8,200
増減数	-498	-6	-636

管内発生状況 (4月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	68	1	2	73	75
3年	49	0	3	51	54
増減数	19	1	-1	22	21

「自転車マナーアップ強化月間」
令和4年5月1日から5月31日まで

以下 管内年中累計件数 (単位: 件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他	一般市道	その他
4年	8	4	0	5	8	3	10	24	7
3年	7	9	1	0	1	2	2	19	9

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
4年	16	37	34	30	37	32	25
3年	17	19	19	27	29	38	17



子どもの交通事故では、飛び出しのほか、
キックボード使用等の交通事故もあります。
ご家庭での交通指導をお願いします！

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
4年	5	3	12	22	29	14	19	20	31	36	11	9
3年	2	0	6	16	27	23	12	17	22	19	16	6

町名別 (区内多発順)

	駒岡	鶴見中央	生麦	矢向	下末吉	馬場	上末吉
4年	24	17	17	16	14	11	9
3年	13	21	4	19	12	5	6

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生の多い地区ではありません。

事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
4年	24	3	40	30	37	42	13	22	0
3年	12	2	35	16	32	36	21	12	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
4年	12	68	70	69
3年	10	57	50	52

自転車の「一時停止違反」などによる
交通事故が多く発生しています。
自転車は道路交通法で車両と定められて
います。自転車を運転するときは責任と
マナーを持った安全運転をお願いします。



鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

鶴見区自治連合会5月定例会単独議題 次第

日時 令和4年5月19日（木）
関係議題終了後
会場 鶴見区役所8号会議室

1. 開会

2. 鶴見区自治連合会関係単独議題

（1）会費・募金等依頼スケジュールについて

◎説明者 鶴見区社会福祉協議会 高橋 事務局長

単独資料No. 1

（2）令和4年度 家具転倒防止対策助成事業について

◎説明者 総務局地域防災課 水谷担当係長

単独資料No. 2

（3）「緊急時情報一斉伝達システム」の登録・変更及びテスト送信の実施について

◎説明者 鶴見区役所 武 総務課長

単独資料No. 3

（4）国民健康保険特定健診の受診率向上の取り組みについて

◎説明者 鶴見区役所 藤田 保険年金課長

単独資料No. 4

3. 閉会

先着
300件!

＼ 横浜市からのお知らせ ／

家具転倒防止器具の 取付けを代行します!



申込
期間

令和4年5月1日～7月31日(第1次)



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和4年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- | | |
|------------------------|---|
| ① 65歳以上 | ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている |
| ② 身体障害者手帳の交付を受けている | ⑥ 中学生以下 |
| ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている | ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。 |
| ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている | |

注意事項等

- | | |
|---|--|
| ●事前調査及び取り付け作業はNP0法人横浜市まちづくりセンターが実施します。 | ●取付代行できる家具は2つまでとします。 |
| ●取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。 | ●器具はご自身で用意していただく他、NP0法人横浜市まちづくりセンターから購入もできます。 |
| ●調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。 | ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。 |
| ●初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です) | ●過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。 |

相談窓口(横浜市が下記の事業者運営を委託しています)

NP0法人横浜市まちづくりセンター ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-262-0667

FAX

045-315-4099

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1 8 7 9 0
0 3 3



横浜市中区長者町五丁目4の番地の1
〒220-0822
横浜まちづくりセンター
特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター 行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

NP0法人横浜市まちづくりセンター TEL:045-262-0667 へお電話ください。
申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否 決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の 日程調整

- ▽ 「利用決定通知書」が届いた後、NP0法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号）_____

____年____月____日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記①～⑥のうち、該当する項目全てに○をつけてください） （同居者全員が、①65 歳以上、②身体障害者手帳等の交付を受けている、③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている、④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、⑤介護保険法による要介護・要支援者の認定を受けている、⑥中学生以下のいずれかに該当しています。）
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

同意事項（注意事項）

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

令和4年5月19日

自治会町内会長 各位

鶴見区総務課長

「緊急時情報一斉伝達システム」連絡先の登録・変更
及びテスト送信の実施について（ご依頼）

新緑の候、皆様におかれましては、日頃から地域防災に御尽力いただき誠にありがとうございます。
横浜市では平成29年度から、大雨などにより災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ確実に情報を受伝達する手段として、「緊急時情報一斉伝達システム」（別紙参照）を導入しております。このシステムは、電話で区役所から災害に関する情報を自治会町内会長の皆様に一斉に発信することにより、皆様がいち早く防災情報を受け取れるものです。これまでも、このシステムを活用し、緊急時に必要となる情報を提供しています。

つきましては、システムの連絡先の登録・変更をお願いします。新たに会長になられた方及び連絡先の変更を希望される方は、お手数ですが別紙の届出用紙を御提出ください。

また、ご提供いただいた電話番号宛てに、テスト送信を実施いたします。

1 連絡先の登録・変更（新規または、変更希望の方のみ）

(1) ご提供いただきたいこと

各自治会町内会長の電話連絡先（携帯電話または自宅固定電話）

※外出時にも連絡が届くようできるだけ携帯電話の番号を御提供ください。

※すでに自治会町内会名簿に記載している電話番号を御提供いただく際は、その旨を連絡先提供票に御記入ください。

(2) 提出書類

緊急時情報一斉伝達システム登録・変更・削除届

(3) 締切日

令和4年6月3日（金）

2 テスト送信について

ご提供いただいた電話番号宛てに6月14日（火）に訓練用の情報を発信し試行運用をいたします。
詳細は裏面をご確認ください。

※システムの電話番号は「050-3196-2700」です。この番号から皆様に連絡させていただきます。

担当：鶴見区総務課地域防災担当

溝口・沓澤

電話 510-1656 F A X 510-1889

裏面あり

「緊急時情報一斉伝達システム」のテスト送信について

標記システムにつきまして、緊急時に向けた訓練として、テスト送信を実施いたします。
つきましては、システムから御登録いただきました電話に訓練情報を受信されましたら、
下記の方法で御回答下さい。

1 試行送信日について

令和4年6月14日（火）午前10時頃

送信元電話番号 050-3196-2700

携帯電話の番号を申請された方は、
事前に携帯電話の電話帳に「一斉伝達システム」と登録してください

2 テストメッセージ内容

「訓練、訓練、こちらは鶴見区役所です。」
これは、緊急時情報一斉伝達システムのテスト送信です。メッセージを聞いて、答えの
番号を押してください。本日10時現在鶴見川が避難判断水位を越えました。今後、避難
指示が発表される可能性があります。」という内容が流れます。確認できた方は「1」を、
もう一度お聞きになる方は「2」のプッシュボタンを押して下さい。

3 操作方法について

- (1) 上記の電話番号から送信されますので、メッセージにしたがって御回答ください。
- (2) テスト送信のため、回答がない場合にはシステムが2回かけ直しを行います。
- (3) 電話を取ることができなかつたり、回答を忘れたりした場合は上記電話番号にかけ直しをお願いします。

【担当】 鶴見区総務課危機管理・地域防災担当

TEL : 510-1656 FAX : 510-1889

tr-bousai@city.yokohama.jp

緊急時情報一斉伝達システム登録・変更・削除届

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市鶴見区長

申請者 住所

署名

緊急時情報一斉伝達システムへの（登録 ・ 変更 ・ 削除）を希望するので、次の通り申請します。（希望の内容を○で囲んで下さい）

1	自治会町内会名	
2	役 職	
	フリガナ	
	氏 名	
	(変更の場合は、前任者の氏名も御記入下さい)	前任者： _____
3	電話番号	
	※外出時にも連絡が届くようできるだけ携帯電話の番号を御提供ください。	1. 既に町内会名簿に記載してある番号 2. 1 以外の番号 _____

<個人情報の取扱い>

御記載いただいた個人情報につきましては、横浜市が定める「個人情報の取扱い」に沿って適切に取扱います。また、御記載いただいた個人情報を他に伝達することは一切ございません。

※横浜市個人情報の保護に関する条例第6条第1項の規定により、「個人情報を取扱う事務開始」の届出書を横浜市長に提出しています。

【申請方法】

申請書に必要事項を御記入のうえ、下記問い合わせ先まで直接、御持参いただくか、FAXまたは郵送にて御提出をお願いします。

【問い合わせ先】

鶴見区役所 総務課 危機管理・地域防災担当（電話：510-1656 FAX：510-1889）
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

「緊急時情報一斉伝達システム」の御案内

地震・大雨などにより災害発生や発生するおそれがある時などに、必要な情報を迅速かつ確実に自治会町内会長の皆様に提供するとともに、皆様が情報を受け取ったことを区役所が確認できる、「緊急時情報一斉伝達システム」を運用しています。

1 システムの特徴

(1) 一斉伝達

身近な情報伝達手段である電話を活用して、自治会町内会の皆様に一斉に情報を伝達します。
その他に、質問に返信することができます。

※外出時にも連絡が届くよう、自治会町内会長の携帯電話の番号を登録くださいますようお願い致します。

(2) 受信状況等の確認

自治会町内会長の皆様の受信状況や、回答状況を区役所で確認が可能です。

(3) 伝達状況確認による迅速な対応

ア 電話に出られなかった場合は、自動リダイヤルを行う場合があります。

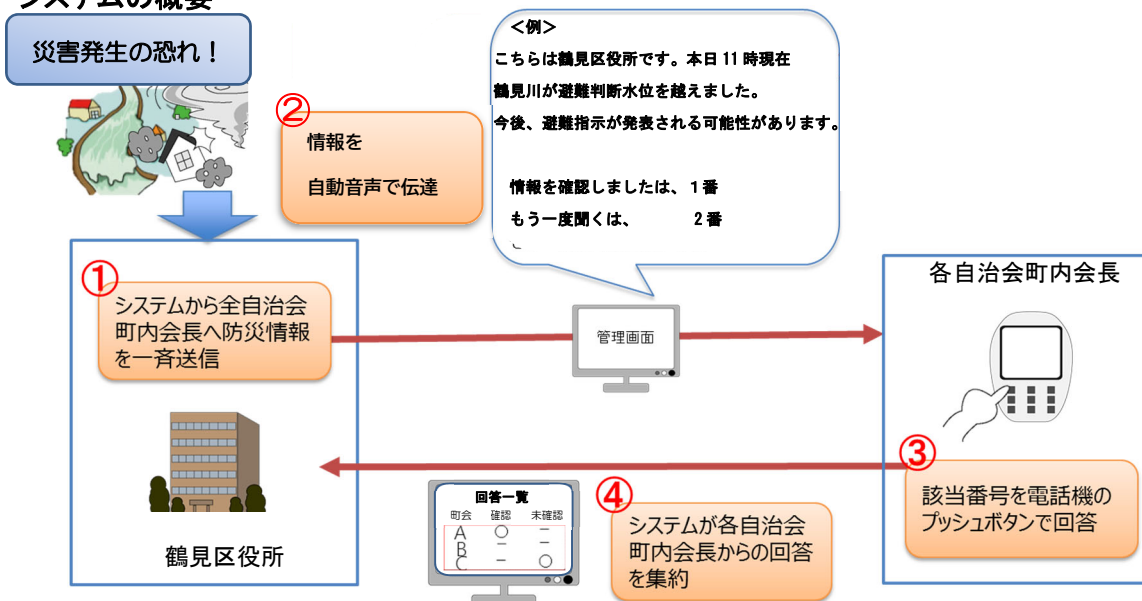
イ 電話に出られなかった場合はシステムの番号に電話をかけ直すと、発信された情報を聞くことができます。

ウ 受信したことが確認できなかった場合は、個別に連絡する場合があります。

(4) 提供情報

- ア 大地震発生後の地域防災拠点開設について
- イ 津波警報発表について
- ウ 鶴見川・多摩川河川氾濫情報について
- エ 土砂災害警戒情報発表（即時避難指示）について
- オ 記録的短時間大雨情報・大雨特別警報について

2 システムの概要



国民健康保険特定健康診査の受診率向上の取組について

鶴見区は、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率が低く、健康づくりの上で大きな課題となっており、第4期鶴見・あいねっとの推進の柱3でも、「健やかに暮らせる地域づくり」の行動目標として、健診の受診勧奨を進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度受診率は鶴見区19.8%・本市21.8%となりました。新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、地域の皆様と協働で一層の受診率向上に取り組んでまいります。引き続き、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 特定健診とは

糖尿病や高血圧等の生活習慣病予防のため、その前段階であるメタボリックシンドロームを発見し、その要因となっている生活習慣の改善に繋げていくための健診です。

平成20年度から健康保険の保険者（実施主体）が、40歳以上75歳未満の加入者に対して、実施することとされました。

2 国保の特定健診受診率の状況（令和2年度実績）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
横浜市	21.9%	21.0%	21.9%	24.3%	25.4%	21.8%
鶴見区	20.0%	19.8%	20.8%	22.5%	23.4%	19.8%
順 位	17 位	16 位	14 位	16 位	16 位	16 位

3 鶴見区の特定健診受診率向上の取組

（1）5月中旬 特定健診受診券発送

（2）5月～7月 各種団体に協力を依頼予定

（3）6月 広報よこはま6月号鶴見区版に特定健診の案内を掲載

※（2）～（3）については、国保加入者に限定せず、広く「特定健診」の受診率向上に向けた啓発として実施する予定です。

※自治会・町内会への広報はコロナウイルスの感染状況を見ながら対応を検討します。

4 国保の特定健診の実施概要

（1）対象者

令和4年4月1日時点で加入している方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（国の基準による対象者）

令和4年4月2日以降に加入した方で、翌年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える方（横浜市独自の対象者）

※令和4年4月2日以降に加入した方は、区役所保険年金課にご連絡いただければ受診券を送付します。

※国保以外の40歳から74歳の方については、加入されている健康保険の保険者が特定健診を実施しています。

（2）受診期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

（3）費用 無料

※75歳以上の方等は、横浜市健康診査を無料で受診することができます。

（4）健診機関 横浜市国民健康保険特定健診受託機関（受診券に一覧表同封）

（5）健診内容 身長、体重、腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査等

◎コロナ禍における特定健診受診に当たっての留意点

- ・医療機関の受け入れ態勢もあることから、受診の際には事前に当該医療機関に実施の有無の確認をお願いいたします。
- ・特定健診は体調の良い時にマスクを着用の上での受診をお願いいたします。
- ・密集・密接を防ぐため受付時間を守っていただきますようお願いいたします。